

第2期滋賀県スポーツ推進計画策定について

1 目的

平成25年3月に策定された「滋賀県スポーツ推進計画」が概ね5年を期間としていることや平成27年12月に「滋賀県スポーツ推進条例」が制定されたことなどを受け、平成30年3月に本県のスポーツ推進の指針となる「第2期滋賀県スポーツ推進計画」を策定する。

2 方向性

(1) 滋賀県スポーツ推進条例に依拠した計画の検討

現行の「滋賀県スポーツ推進計画」は、平成25年3月に「滋賀県基本構想・滋賀県教育振興計画(基本理念)」に基づいて策定されたもの。

今回策定する「第2期滋賀県スポーツ推進計画」は、平成27年12月に制定された「滋賀県スポーツ推進条例」制定後としてはじめての策定となり、現行計画に含まれていない「障害者が行うスポーツ活動の支援・充実」や「スポーツ選手の競技水準の向上および指導者等の育成」を基本方針として盛り込む必要がある。

<滋賀県スポーツ推進条例が示す7つの基本理念>

- ・自ら行うスポーツ活動の充実
- ・次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実
- ・障害者が行うスポーツ活動の支援・充実
- ・スポーツ選手の競技水準の向上および指導者等の育成
- ・スポーツ環境の充実
- ・スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- ・滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

(2) 国体・全国障害者スポーツ大会、東京オリパラ等を見据えた計画の検討

現行計画の検証を行うとともに8年後の国体・全国障害者スポーツ大会、2020東京オリパラ、関西ワールドマスタースゲームズ2021等の開催を見据え、すべての県民が身近にスポーツを感じられるよう計画に反映する。

(3) スポーツ実施状況調査を踏まえた検討

今年度行うスポーツ実施状況調査を通して、成人のスポーツ実施率やスポーツライフに関する現状を明らかにするとともに、県民のスポーツに対する現状や課題についての検証を踏まえて、県民のスポーツ活動の充実が図れるよう、実効性のあるスポーツ推進計画の策定を目指す。

3 今後の予定

平成28年度 審議会への諮問、本県スポーツの現状および課題の整理、骨子案の検討

平成29年度 計画素案、答申案の検討、答申、パブリックコメントの実施、計画策定

※ 適宜、検討状況を議会に報告